

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(令和六年一二月二七日法律第八一号)(衆)

一、提案理由(令和六年一二月一七日・衆議院本会議)

○浜田靖一君　ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書を、当該支出に係る領収書等の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならないこととし、その報告書及び領収書等の写しを公開することとするものであります。

第二に、各議院の議長、副議長及び議員は、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年において調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないこととするものであります。

なお、本案は、令和七年八月一日から施行することといたしております。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(令和六年一二月二〇日)

○牧野たかお君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和七年八月一日以後に支給される調査研究広報滞在費に関し、その年において支給を受けた金額とこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書及び領収書等の写しの提出と公開について定めるとともに、残余の額の返還について定めようとするものであります。

委員会におきましては、使途の範囲や細目等に関する今後の協議の在り方について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵友理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。